



火の取り扱いに注意！

林野火災警報・注意報の運用が始まっています

▶問い合わせ 危機管理課 ☎ 73-3119 / 三觀広域行政組合消防本部予防課 ☎ 23-3972

三觀広域行政組合消防本部では、1月1日から林野火災の予防を目的として、『林野火災警報』と『林野火災注意報』の創設、運用を開始しています。

乾燥や少雨などで火災が起こりやすい1～5月に、林野火災の予防のため注意を要する、または危険な状況と認められる気象状況の際に、市内の森林やその周囲1kmの範囲内にある土地を対象として発令されます。



▲範囲マップなど
詳細はこちらから

警報発令中に火を使用すると、罰則が科せられます

- ・山林や原野などに、火入れをしない
- ・煙火を消費しない（花火など）
- ・屋外では、火遊びやたき火をしない
- ・屋外では、引火性または爆発性の物品やその他の可燃物の付近で、喫煙をしないなど

	警報	注意報
制限	義務	努力義務
罰則	30万円以下の罰金または勾留	—
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> 市防災行政無線（警報発令時のみ） 三觀広域行政組合消防本部ホームページ 災害状況等自動案内装置（☎ 25-5000） のぼり旗設置（消防署） 消防車両での巡回広報 	<p>警報が出たら、直ちに屋外での火の取り扱いを中止してください</p>

たき火をする際は、届け出をしましょう

火災予防条例の火災とまぎらわしい煙や火炎を発する恐れのある行為などの届け出に、たき火が明文化されました。

たき火とは、「火を使用する設備器具の利用有無に限らず、その本来の使用方法によらないで、火をたく形態全般」とされています。

例えば、野焼きやキャンプファイヤー、どんと焼きなども含まれます。

● ● ● たき火に該当する一例 ● ● ●



● ● ● たき火に該当しない一例 ● ● ●



▶届け出に関する問い合わせ

《高瀬・豊中・三野町》北消防署 ☎ 72-2119 《山本・財田町》第二分署 ☎ 63-2119
《詫間・仁尾町》 第三分署 ☎ 83-2119

写真でみる地域のできごと



ミトヨノヒトコマ
ハイライト

RENEWAL

JR予讃線高瀬駅が生まれ変わりました

令和7年12月
完成



昭和34年 当時の上高瀬駅



昭和34年 高瀬駅に改築



令和7年4月 取り壊し前



※駐車場などの屋外スペースは3月頃から利用可能になる予定です。



木のぬくもりを感じるパブリックスペースのほか、無料駐輪場やトイレも整備されました。

12/24 完成記念式典を開催

JR予讃線高瀬駅は老朽化のため、昨年3月から市とJR四国が共同で新駅舎の整備を行っており、12月15日から段階的に供用が開始されました。

12月24日から全ての施設が供用開始されることに併せて、完成記念式典が行われました。式典には、四国旅客鉄道株式会社の四之宮和幸代表取締役社長をはじめ、市関係者や地元の高校生が参加し、生まれ変わった高瀬駅への期待を深めました。

